第 2202 号 READAS U- Ø r z o p ブ 1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 12月 24日 火曜日

発行所

(2-2)

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## ↔ 特定口座への移管が平成15年末まで可能に

**Q**:特定口座制度が改正されたと聞きましたが、どのように変わったのですか。

A:平成15年中であれば一般口座から特定口座への移し入れができるなど、利用しやすくなりました。

## 【解説】

平成15年から株式譲渡益の源泉分離課税が 廃止されることに伴って導入された特定口座 制度は、一定の要件のもとで確定申告が不要 になるというものですが、より利用しやすく するため、このほど次の点が改正されました。

- ①一般口座(特定口座以外の口座)内の株式 を特定口座に移し入れることができるのは 平成14年12月31日までとされていましたが、 この期限が平成15年12月31日まで延長され ました。
- ②平成4年以前に取得した株式を特定口座に 組み入れる場合の取得費は、みなし取得費 (平成13年10月1日の株価×80%)による ものとされていましたが、実際の取得費を 選択することもできることになりました。
- ③特定口座に組み入れることができる上場株 式等の範囲が拡大されました。
- ④株式の交換・移転により取得した新株式の取得日は、旧株式の取得日を引き継ぐものとされました。これにより、長期保有株式の優遇税制(100万円特別控除、10%の暫定税率、購入価額1千万円までの非課税)の適用の有無については、旧株式の取得日からの保有期間で判断することになります。







